

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第1条の4に基づき設置する、八王子市総合教育会議（以下「会議」という。）の円滑な運営に必要な事項を定める。

(招集)

第2条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(会議)

第3条 会議は法第1条の4第2項で規定する構成員の中で、市長、教育長外2名の出席で成立する。ただし、緊急を要する場合は、市長及び教育長のみでも成立するものとする。その場合、会議内容を速やかに他の構成員に周知するものとする。

2 会議は公開とする。ただし、法第1条の4第6項の規定に該当すると認められる事案について、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しないことができる。

3 会議は、総合経営部長が進行する。

(議事録)

第4条 会議の終了後、速やかにその議事録（以下「会議録」という。）を作成し、これを公表するものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会、閉会に関する事項
- (2) 出席した構成員の氏名
- (3) 構成員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の氏名
- (4) 会議内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議において必要と認める事項

3 会議録は、期間を定めずに、又は期間を定めて公表しないこととした場合を除き公表するものとする。

(説明員)

第5条 会議には、別表に掲げる者を説明員として同席させる。

2 必要に応じてその他職員又は学識経験者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、総合経営部に置く。

附 則

この要綱は、平成27年4月22日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年（2021年）10月18日から施行する。

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年（2024年）2月7日から施行する。

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

別表

総合経営部長、子ども家庭部長、学校教育部長、学校教育部指導担当部長、学校教育部学校施設整備担当部長、生涯学習スポーツ部長